

令和7年度 日本語教室補助金

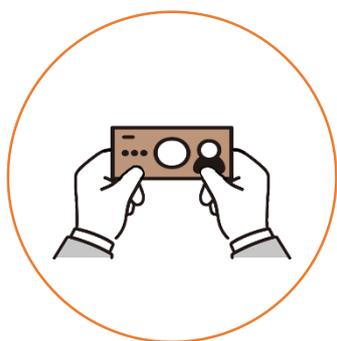
申請受付： 4月1日～(予算額に達し次第終了)

補助対象期間： 交付決定日～12月31日

補助率： 対象経費の2分の1(上限あり)

昨年度より使いやすいよう改正しました！

改正点1 補助対象経費を拡充！



ボランティア等への
謝礼金



事務用品等購入
(送料含む)

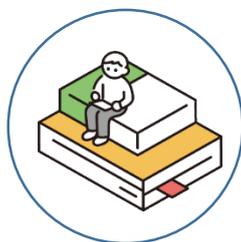


施設利用料



資料等の送料

既存の補助対象経費も
引き続き補助対象です。



教材購入



研修受講



オンライン導入



託児サービス利用

改正点2 新しい教室※には、補助金限度額を増額！

	託児サービス利用以外の経費 合計	託児サービス利用
補助金限度額	8万円+ (新教室 4万円)	10万円
	計18万円+ (新教室 4万円)	

※申請日から遡って1年以内に補助対象となる教室を開始した団体に限りです



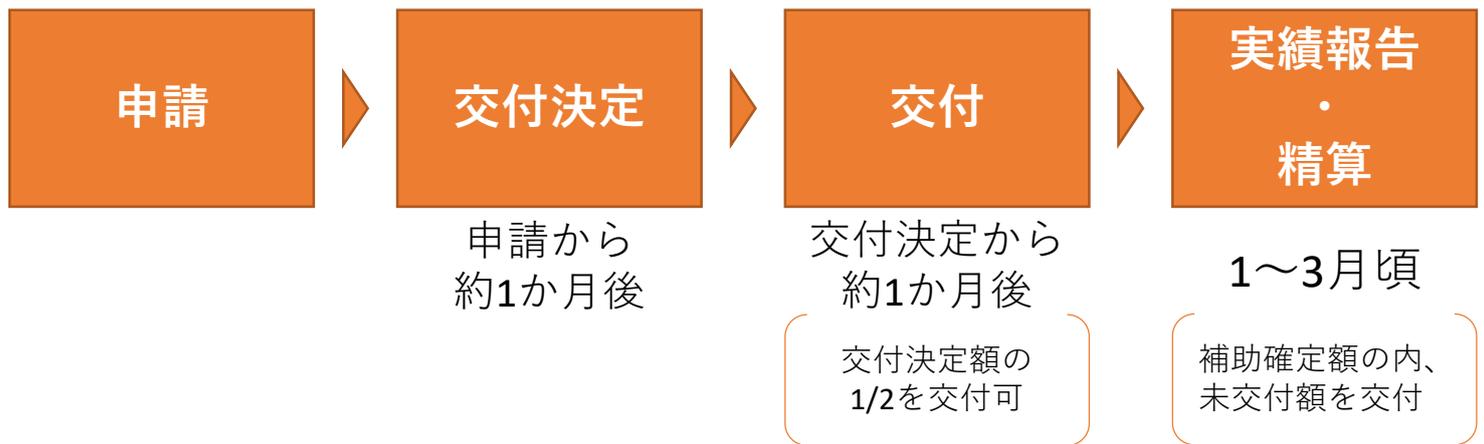
←補助要綱や申請様式等は
こちらをご確認ください

お問合せ先： 福岡市 総務企画局多文化共生課
TEL：711-4022
FAX：733-5597
E-mail：nihongo@city.fukuoka.lg.jp



UNIVERSAL FUKUOKA CITY

補助金申請～交付の流れ



補助対象団体

補助対象となるのは、次の条件を全て満たす団体です。

- 福岡市内で、外国人を対象としたボランティアによる日本語教室を主催する活動実績があり、今後も活動を継続する見込みがある団体であること。
- 対面又はオンラインにより原則として週1回程度かつ月2回以上開催し1回あたりの開催時間は60分以上実施していること。
- 開設日は、曜日を固定するなど工夫し、広く周知すること。
- 日本語教室の活動が、無償またはきわめて低廉な料金で実施されており、営利目的ではないこと。
- 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
- 学習者の概ね半数以上は、福岡市内に在住し、通勤し又は通学している者であること。
- 補助金の交付申請日時点において、福岡市または福岡よかトピア国際交流財団から日本語教室の運営に係る支援を別途受けていないこと。

ご不明な点等ありましたら、お問合せ先へご連絡ください！

福岡市ホームページ 日本語教室補助金のご案内

URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kokusai/shisei/nihongo/002_3.html